

幼稚園における一時預かり事業の実施について

①事業実施案

項目	実施内容
事業名	一時預かり事業（幼稚園型）
事業概要	園児を対象に保護者の通院・冠婚葬祭等の特別な理由がある場合に教育時間終了後に預かり保育を実施
実施場所	各幼稚園 保育室
対象児童	在籍園児
利用料金	1日 400円
利用時間	教育時間終了後～16:00

※継続利用は認めない。（継続利用希望者は保育園等の2号認定へ変更）

②国の実施要件・利用基準

項目	実施要件等
事業名	一時預かり事業(幼稚園型)
事業概要	幼稚園等が主に園児を対象に行う事業
実施主体	市町村
実施場所	幼稚園又は認定こども園
対象児童	在籍園児（教育標準時間認定（1号認定）の子ども） 園児以外の子どもの一時預かりも併せて実施可
職員数	3歳児 20:1 ・ 4歳児以上 30:1 2人以上の配置を求めるが、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は1人で可。※担当職員は常勤・非常勤を問わない。
職員の資格	保育士又は幼稚園教諭（3歳以上児に限る）
設備・面積 (保育室等)	認可保育所と同じ 2歳以上児 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 ※通常の教育標準時間終了後等の保育室又は遊戯室で可。

《国の利用基準》

項目	1日当たりの単価
通常	400円（4時間まで）
加算	100円（4時間を超える分について）
休日	800円（土・日曜・祝日及び長期休暇）